

# 石巻市奨学金返還支援事業助成金

石巻市では、地域包括ケアシステムの推進に必要となる医療・介護・福祉分野の専門職員の人材の確保と定住促進を図ることを目的として、市内に居住し、かつ、市内の事業所に就職された方が返還する奨学金の一部について助成金を交付しています。

## 助成内容

### 最大60万円（10万円×6年間）

※令和5年度 新規申請者の場合

#### ≪助成金額≫

申請年度内に月賦、半年賦、年賦により返還した奨学金の返還額の1/2に相当する額（1年間の上限額10万円）

- ・繰上げ返済は対象となりません。
- ・申請年度における市内居住期間や就労期間が1年に満たない場合は、その期間に応じた額となります。
- ・申請年度内に転出又は離職した場合、助成金は交付されません。

#### ≪助成期間≫

最長6年間

## 要件

- 石巻市内に住所を有し、**申請年度の末日まで継続して居住**する方
- 奨学金の貸与を受けて大学、短期大学、専修学校専門課程に進学し、対象となる職種（※）の資格を有する方
- 平成28年4月1日以降に、市内事業所に正規雇用され、対象となる職種（※）に基づく業務に従事し、申請年度の末日まで継続して当該市内事業所に勤務する方（国及び地方公共団体の職員を除く。）
- 市税、奨学金の返還に滞納がない方
- 暴力団員等でない方

## 対象となる 職種（※）

- ・看護師 ・保健師 ・助産師 ・保育士
- ・理学療法士
- ・言語聴覚士
- ・介護福祉士
- ・作業療法士
- ・社会福祉士
- ・精神保健福祉士

## 対象となる 奨学金

- ・独立行政法人日本学生支援機構奨学金（第一種奨学金、第二種奨学金）
- ・石巻市奨学金
- ・その他市長が認める奨学金

## 受付期間

- 第1回：令和5年 4月 3日（月）～ 4月28日（金）必着  
第2回：令和5年10月 2日（月）～10月31日（火）必着  
※第1回で交付決定を受けた方は、第2回で改めて申請する必要はありません。

◆申請から交付までのながれと対象となるケース（参考例）

	令和5年度												令和6年度														
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
4月申請者	申請	審査 交付決定	→										申請年度内の 奨学金の返還完了	実績報告	審査・ 助成金交付（振込）												
10月申請者							申請	審査 交付決定	→				申請年度内の 奨学金の返還完了	実績報告	審査・ 助成金交付（振込）												
ケース①																											
		◇住民登録（令和5年4月1日）																									
		◇就職（令和5年4月1日）																									
		◇奨学金返還開始（令和5年10月）																									
		← 助成対象となる期間 →																									
ケース②																											
		◇住民登録（令和5年7月1日）																									
		◇就職（令和5年4月1日）																									
		◇奨学金返還開始（令和3年10月）																									
		← 助成対象となる期間 →																									
ケース③ ※申請年度の末日まで継続して居住していない場合、助成金の交付対象となりません。																											
		◇転出（令和6年3月25日）																									
		◇就職（令和5年4月1日）																									
		◇奨学金返還開始（令和3年10月）																									
		対象外																									

◆申請方法

下記の申請先へ申請書類を持参してください。（要予約） ※交付申請書は、石巻市のホームページからダウンロードできます。

◆申請先・問い合わせ先

〒986-8501 石巻市穀町14番1号

（保育士以外の方）保健福祉部保健福祉総務課 電話：0225-95-1111（内線2463）

（保育士の方）保健福祉部子ども保育課 電話：0225-95-1111（内線2529）

